

加藤弘之の立憲主義思想 (I)

——天賦人權論から進化論的權利論へ——

岩 崎 允 胤

目 次

1	加藤弘之の生涯と学問	2
2	『立憲政体略』と『眞政大意』	13
(1)	『立憲政体略』	14
	付論 アリストテレスの『政治学』について	22
(2)	『眞政大意』	26
	——立憲政体のもとでの政治——	
3	『国体新論』 (以下次号)	
	——立憲主義的国家論——	
4	『人權新論』	
	——社会ダーウィニズムへ——	

文久元(一八六一)年に『鄰艸』^{（註）}を書き天賦人權・立憲政体の思想をひっさげていち早く登場しながら、加藤弘之(一八三六一—一九一六年)は、明治十四(一八八一)年の政変のさいには、天賦人權論を「妄想」として否定し去り、岩倉具視・伊藤博文らのめざす主権在君の日本主義的立憲主義を学問的に弁護する立場に移ったのであった。かれは中江兆民より九歳、植木枝盛より二十一歳の年上にあたり、明治初年には、西周、津田眞道、西村茂樹、福沢諭吉、中村正直らとともに、明六社の主要メンバーとなっていた。その後、前述したように、十四年の政変を機に、社会ダーウィニズムの立場をとって自由民権運動とその思想に真向から対立するにいたった。

* 社会ダーウィニズムについては後述するが、生物の進化論を唱えたチャールズ・ダーウィン『種の起源』の出版は一八五九(安政六)年、加藤二十四歳のときであり、進化論は当時なお国際的にもセンセショナルな学説であった。

1 加藤弘之の生涯と学問

加藤には、晩年に自分の子孫のために要領よくまとめた小冊子『自叙伝』がある。以下、まず主としてこれによってかれの生涯と学問についてみよう。⁽³⁾かれは、天保七年、但馬(兵庫県)の出石藩^{（註）}で代々甲州流の兵学師範役を勤める藩士の家に生まれた。その頃、天保の大飢饉の只中で日本中たいへんな災難に見舞われていたが、しかも、藩に起こった御家騒動のためもともと薄祿であった家禄は減石^{（註）}となり、また騒動にからむ外祖父の悲惨な死に遭って母は病弱の身となり、十分な乳汁もなしにかれは育った。そして十歳のとき母を失った。生活の貧困とあいつぐ不幸のうちにもかれは八、九歳の頃から文武の修業を始め、十歳のとき藩校弘道館に入

り儒学を修めた。早くから武よりも文を好むかれてあったが、家業上兵学を学び、西洋砲術の手ほどきも受けた。これはのちに洋学を志す下地になったとはいえよう。

嘉永五(一八五二)年、藩の用人役で江戸在勤となった父に伴って出府し、まず甲州流の兵学を修めたが、西洋兵学の学習を急務と考える父の計らいで佐久間象山の門に入った。一年半ほどで帰郷したが、翌年再度出府したところ、象山は吉田松陰に密航をすすめた料で幽閉の身となっていた。さきに象山の門をくぐったときには外国書の翻訳を読むだけであったが、みずから洋書を読む必要を痛感し、大木仲益に就いて蘭学の勉強を始めた。大木はのちに坪井爲春と改名し、蕃書調所の教授になった人物である。弘之、ときに十九歳。当時のことを、かれは、晩学でもあり骨が折れた、と書いている。なにしろ、西欧語を何も知らない青年がいきなり蘭語の文典から入ったらしい。ともかくかれはよく励み、のちに大鳥圭介が大坂の緒方(洪庵)塾からこの大木塾に転じて塾長となり、弘之は大鳥に何かと目を付けられ、後年その引き立てを受けたという。かれは、父の没後も大木塾で勉学に励み、二十五歳のとき、蕃書調所教授手伝に雇として採用された。これによってかれはようやく、生活の貧しさと、読みたい書物を読めない悩みとから、あるていど免れることができた。『自叙伝』のなかでかれは「其後は学校の蔵書を自由に読むことができることとなって大いに便宜を得た」と、その喜びを簡潔な言葉で書いている。

大木塾にいた時分の学習上の困難についてかれは『自叙伝』にこう書いている。「今日の如く洋書が楽に買ひ得られるのではなく、誠に高価なるものであったのみならず、其高価なるものさへも、決して沢山あるものでなかったから、毎日読む書物も皆自分で写さねばならぬのである。辞書さへも写した学生が随分あった。是れが今日の状況と全く違ふのである。「ここで『今日』とは大正の初年、すなわち二十世紀十年代初めの頃をいう……筆者。例へば昔の学生は、何も角も自分で臆立をして、食事せねばならぬやうなものであったが、今日の学生は、チャ

ンと膳立をして貰って初めて箸を握るといふやうな相違である。昔の学生は左様な訳で、何につけても実に難儀をして学習せねばならぬのであるから、志の堅固なる者になると全く万難を排してやり通すという気象があったのであるが、今日の学生に至っては、左様な気象は概して甚だ少ない」と。

* 私事にわたるが、一九四五年、終戦直後、焼け野原の東京で二十四歳のわたくしが、ようやく、念願の哲学（とくに古代ギリシア哲学）の研究に本格的にたずさわることができるようになった頃も、かなり加藤の時代の状況と似たところがあった。後年わたくしは「人間的自由を求めて」と題する一文のなかで次のように書いた。「わたくしのいわば『哲學的生活』は、敗戦とともに始まった。戦地からは、多感な、優秀な青年たちが多数帰って来、学園は若々しい活気に溢れていた。物資の不足はおびただしく、昼食さえも欠くことがあったけれども、新しい希望がそこには漲っていた。戦争の悲惨はわかっている。戦いの体験をどぎつく表現してみせることなどには、わたくしたちはなんの関心ももたなかった。当時、ノートの資質は悪く、ペンで書けば、インキがすぐに紙に染みてにじんだ。そのノートに、多くの友人たちと同じように、わたくしもまた、アリストテレスの『メタピュシカ』を、エンペドクレスの断片を、スピノザの『エチカ』を、一字一字写しとることから勉強を始めた……」。

古代ギリシア語の著作を正確に本格的に読むには、英語、独語、あるいは仏語の大辞典（近年スペインから新しいのが出ているとのことであるが、未見）によらなければならぬことは、敗戦直後の当時から二十世紀末の今日も少しも変わっていない。当時は希和辞典など、小型なものであると何もなかったし、現在ではようやくいくつか出てきたとしても、そのような辞典ではとうてい本格的な研究はむづかしい。その頃のことを思い出すが、東大の出陣教授が「君はフランス語を読むか」とわたくしに訊ねられて、御自分の所有されるバイイの希仏大辞典 (A. Bailly, Dictionnaire Grec Français, 1894) を長期間貸してくださった。一九五一年にわたくしが北大文学部に赴任するまで、数年間、卒業論文も、またその頃までに邦訳をひとまずあげたエピクロスの『教説と手紙』(のちに岩波文庫の一冊として収録)も、日常座右において使用するものとして基本的に先生の『希仏辞典』の恩恵を蒙ったのである。というのは、戦後や

がて洋書が入ってくるようになって、リデル・スコットの希英大辞典など高価だったからである。閑話休題として次にすすもう。

著書調所の教員であった時分(万延元年)に、弘之はドイツ語の学習を始めた。プロシヤは日本との条約締結を求めて、幕府に電信機械を贈呈したが、弘之は同僚の市川斎宮いづみとともにその使用のための伝習を受けるようにとの命を受けたからである。もともとかれは前からドイツの学術の高さを耳にしており、その言語を習読したいとの思いがあったようである。とはいっても、ドイツ語を教えてくれる師などが国にいるはずはなく、仲間とともに和蘭語と独逸語との「対訳会話」の本を使って勉強したのであって、一年も立経つうちに大いに読み易くなった、という。蘭独の両語は言語として類似しているから、その対訳会話本を使ったことはかれに幸いしたのであろう。後年弘之は、学者としてとくにドイツ流の社会学説に精通するようになったばかりでなく、かれの代表作の一つ『強者の権利の競争』(明治二十六年)は、日本語版と踵くびすを接してドイツ語版がベルリンから刊行されており、このことは、最終的にはおそらく出版前にいちおうドイツ人の目を通してもらっているとしても、弘之の当時のドイツ語のかなりの表現力を示すものと思われる。(かれはこのようにしてやがて日本におけるドイツ学の先駆者となった)。ドイツの新カント派法学の巨匠R・シュタムラーが『近代における法学説と国家学説』(一九二五年)中の一章「強者の権利」のなかで、弘之の所説を評価し、これに論評を加えているとのことである。

* 弘之は旅行嫌いで、当時の日本の多くの洋学者とちがって海外への留学をしていない。

** もっとも、森鷗外が明治十七年から二十一年にかけてドイツに留学し、帰国後卓技した語学力によって西欧、とくにドイツの思想文化を広汎に導入し、創造的な活動をおこなったことは、周知のところであらう。

さきに述べたように、弘之は、兵学師範の家に生まれたことから、時節柄西洋兵学を学ぶためにオランダ語の修得をめざしたのであるが、かれ自身はむしろしだいに「兵学よりも哲学、倫理学、法学等の研究を好むようになった。」^①そして蕃書調所に勤務してドイツ語の勉強を始めた年に、早くもかれは基本的人権、すなわちいわゆる天賦人権説に拠ってわが国ではじめてはつきりと立憲政体の問題をとりあげ、小冊子『鄰艸』^②を書いた。しかし、当時の社会事情のもとでは上梓はきわめて困難であり、写本として同僚友人のあいだで廻し読みされるにとどまった。

* 弘之は西洋の天賦人権思想を知って感銘をうけ、それにもとづく立憲政体、議会制度をすぐれた制度であると信じたが、当時の日本の社会的諸条件のもとでは自国の事として正面切ってこれを論ずるわけにはいかず、隣国支那の事に託して書いたので、書名を『鄰艸』としたが、それでも上梓はむづかかったのである。

下出隼吉^③も、「文久元年に早くもこれ程明晰に議会組織を説明したものはなんと云っても『鄰艸』の外にはなく、而して著書としてまとめ上げられた最初の名誉は加藤弘之博士に帰せざるを得ない」といい、吉野作造も、「この『鄰艸』あるに依って加藤先生は、立憲政体に関する……最古の首唱者である」と書いている。

とはいえ、基本的人権思想からして、そもそも外国からわが国に導入されたのであり、たたかいをとおして形成したものではない。このため、当時の思想家は、総じて、ロックやルソーに比べて、その思想が弱いといえよう。これは余儀ないことであつた。

元治元(一八六四)年、二十九歳のとき、かれは幕府の直臣^{ちよくん}に抜擢され、開成所^{かいせいじょ}(さきの蕃書調所が洋学調所を経て開成所と改称された)の教授職並(准教授)に任ぜられ、藩籍を離れた。やがて、幕府が瓦解するや、慶應四年には、友人津田眞道、西周らとともに栄転して御目付となり、同年(ただし年号が変わって明治元年となる)さらに大目付御勘定頭に昇任し、幕府体制の忠実な役人でありつづける。しかしその十月には朝

廷から召されて政体律令取調御用掛を仰せつけられ、駿府の徳川家達の許から東京に移った。生活がかかっているにせよ、かれも変わり身が早かったとはいえよう(他方、そのように上手に振る舞えない旧幕臣も多かったであろう、そのため、不運のどん底にあえいだ人々も少なくなかった)。それ以後、かれは明治政府の高級官僚としての立身出世の道をまっしぐらに駆けのぼってゆくことになる。一方で『立憲政体略』(明治元年)、『眞政大意』(明治二年)など立憲政体とそれとの治術にかんする著作を天賦人權思想を基礎に発表しながら、他方で、明治三年になると、その頃「御前会議」としてもたれた「国法御会議」に大臣・参議らとともに列席し、また、天皇・皇后への進講を仰せ付かる身となった。『自叙伝』には、このことや、その頃天皇の御座所ざしよで隔日夕刻に催される「御談話会」のことや、九州四国への「御巡幸」の供奉をしたことなどを——やはり心の衷うちでは光栄の至りなのである——かれは語っている。

* さきに幕府の蕃書調所教授手伝に雇用されてからわずか十年でかれは幕府から新政府・朝廷へとこのようにストレートに移ってたいへんな栄達をしたといえよう。こうなったことには、いつしかかれの身についた体制的思考、すなわち一方で、時流のなかで初めは、もちろん本気で天賦人權思想をとりながら、他方、前後を通じてつねに封建色の濃い政府と権力の側に身をおくという、矛盾した、しかし矛盾を矛盾として苦しむことあまりない、よくいえば、融通無礙わんつうむがいな、それゆえ結局無思想的といわざるをえない考え方がかれにあるといえは、酷であろうか。

貧困で研学に苦しんだ青年期のかれが、その後民衆とともに歩む道をえらばず、権力と権威にますます結びつき、天皇崇拜で、やがてついに「優勝劣敗」の社会ダーウィニズムの学者となったことを、わたくしは惜しいことと思う。

* * もう一つここでいいたいのは、今日われわれと思想傾向の近い人のなかにも、明治期になっても旧幕臣・旧藩臣はおおむねそんなに生活に困らず、それなりに楽な生活をし羽振りもよい活動をしていたという者もいるが、このような見方が出てくるのは、おそらく弘之にかぎらず、各地でうまく伝つたを搜しあて、手蔓てづつを頼ってあるていど成功した例を一面的に趨勢としてみるからであろう(もちろん生活ということとは困難で、しかも大切なことであるし、そうした成功をし

たことを悪いというつもりはすこしもないけれども……)。戊辰戦争で命を落とした者、その一家はもとよりのこと、薩長藩閥政権の華やかな権勢の蔭で旧幕臣・旧藩臣一家の、目を蔽うほどの生活の困窮・悲惨の状態が長くつづいたこと、そして多くの有為の士が空しく埋もれてしまったことも、忘れることはできないであろう。

さて、明治六(一八七三)年、征韓論をめぐる激論が内閣におこり、西郷隆盛ら多数の参議が辞職した直後、翌年正月、後藤象次郎、副島種臣、板垣退助、江藤新平らの旧参議が、民選議院を設立して天下の公議興論ようろんを採用する道を開くべしとの建議をおこなったことは、周知のところであろう。これにたいし加藤は時期尚早論を書いて後藤らに提出した。世上これに意外を感じる者が少なくなかったが、後述するように、かれは前から天賦人權論を唱えながらも漸進主義的な見方をとっていたとはいえるだろう。木戸孝允たかよしに頼まれて尚早論を提出したという噂が当時立ったが、これは「真赤な虚説」であり、事前に木戸にそれを見せもしなかったと、弘之は書きしるしている^①。この点はおそらくそうであろう。

大学の経営にかんじていえば、これはたしかにかれの大きな功績ではあろうが、明治八年に任ぜられた元老院の議官をまもなく辞してしばらく閑散の身となったのち、かれはまず、開成学校(のちの東京大学)の総理、東京大学法学部・理学部・文学部総理を歴任し、明治十四年に東京大学の職制が改まると、東京大学総理に就任した。この点でもかれは最高の責任のある地位にのぼっていったのである。

ところで、その明治十四年の十月に、伊藤博文らは、突然、速やかな憲法公布、国会開設を唱えていた大隈重信とその派を政府から追放した。そして明治二十三年を期して国会を開設するとの、自由民権運動の主張を逆手にとってこれを圧さえつける内容の詔勅が発せられた。このようにして、政府はいまや欽定憲法の発布、絶対主義体制の確立をめざしたのであった。弘之は、この情勢に臨んで、それまで天賦人權論に拠って書いた諸著作を絶版すると公言し、社会ダーウィニズムの立場から優勝劣敗の進化論的権利論を展開し、天賦人權

思想を「妄想」と断ずる著作『人権新説』を翌十五年に刊行し、対世間的に大きな思想的な転換をとげたのであった。もっとも、学究的でもあるかれのことゆえ、その巻末に、所論の展開のために利用した歴大な欧米の著作のリストを掲げているなど、学問的な姿勢を保ってはいる。ところで、この思想的な転換の経過について『自叙伝』は次のように述べている。「維新の少しく後に、『眞政大意』『立憲政体略』、又明治六、七年頃に『国体新論』と題する書を著述したが、是等は本来吾々人間に天賦人権なるものが具そなわって居るという主義を確信して、それを土台として論じたもので、其後余の主義が変じて天賦人権なるものの存在を否認することとなつたから、此三書は後に絶版じつぱんした」と。弘之はやはり時勢への順応性をよく發揮したといえるのではなからうか。かれの漸進主義は、いわばノン・ポリ的に、穩健に、たんに急変をつねに避けていたということではなく、このみごとといえばみごとなほどの社会的順応性から、より強いえば、世の趨勢の変化に臨んで政府・権力の側からものを見て発言するというかれの性格からくるのではなからうか。

* もっとも、穂積陳重は加藤の側に立って次のように書いている。「明治二年の頃、先生は『眞政大意』及び『立憲政体略』の二書を著かくし、超えて同六年また『国体新論』を著された。これら三書は、共に本来我々人間には天賦の人権なるものが具そなわっているという主義を確信して、それを土台として議論を立てられたものであった。然るに先生はこの後ダーウィンの進化論やスペンサー、ヘッケルらの進化哲学の説を読まれるに及んで、吾人の権利なるものは、決して天賦などというべきものではなくて、全く進化に依つて漸次出来たものであるという事を知らるるに及んで、断然従来の人々は、これをもって在野の民権論を忌諱きぎん（いみきらひ）制圧しようとした政府当局者の意向を迎合したものであると曲解して、先生を目して曲学阿権くがくあけん（学問をまげて権力におもねること）の徒と考えた者もあったとかいうことであるが、本来は全くこれと反対であったのである。」見方によっては学者としてのこの面もあることも理解できるが、まさにこの機に臨んで体制側の論点を強力におしすすめた面も否定できないだろう。

かれは『自叙伝』でつづけて書く、「余の四十七歳の時〔政変の翌年〕、即ち明治十五年に、『人権新説』なる小冊子を著述出版した。是れは余の主義が一変してから初めての著述である。余の主義の一変したといふのは、抑々如何なる訳であるかといふに、余は英国の開化史の大家バックルの著書を読んで、所謂形而上学なるものの、殆ど荒唐無稽なることを初めて知り、専ら自然科学に依拠せざれば、何事をも論究する能はざることを感じて、それからダーキンの進化論や、スペンサーや、ヘッケル其他の進化哲学の類を読むことによつて、宇宙観、人生観が、全く変化したためである」と。このようにして新しい自然科学的思考としての進化論的な宇宙観・人生観をもつにいたったことを、かれは述べている。そのかぎりでは、学者としての考察の進展をわたくしも理解できないわけではない。そして、この点ではたしかにまたその思想は唯物論ではある。しかし、つづけてかれは次のようにいう、「そこで先づ吾人の権利なるものが、決して天賦杯いふものではなく、全く進化に依つて漸次に出来たものであるといふことを論ぜんがために、前掲『人権新説』を著述したものである」と。そして、かれは天賦人權説を「蜃気楼」のように霧散するものと強い言葉で断じたのであった。

やはり、なぜ、加藤は「優勝劣敗」のダーウィニズムをとり、この時期に一気に天賦人權説をあえてこのように否定し去つたのだろうか、という問題が生ずる。かりに社会的な事象について科学的に考へて歴史的發展の見地をとるとするならば（もしこのように一般的に歴史的發展の見地をいうとすれば、それは進化論にはかぎらないだろう、そしてわたくし〔筆者〕もまずこの一般の見地をとりたい）、この見地から出発して天賦人權思想のもつ歴史的意義、そして当時の日本においてその果たした現実的な意義を明確にするという重要な問題が出てくるはずであろう。しかし、かれはそのような論を展開することはなく、まさにこの時期に臨んで自由民権、民主的な立憲主義の基礎となつていた天賦人權思想を根本から覆すことに全力を注いだのである。そして現世的にますます高い地位にのぼつていったのである。

* もとより歴史は、理論についても、いまわたくしが書いたように、後世からあたかも掌たてこらを指すがごとく、いわば整理されたかたちですすむとはいえない。ドイツではやがて、近代自然法論、自由民権論の対極として、F・C・サヴィーニの歴史法学が樹立されるが、それは、民族精神を掲げる保守主義として登場するのである。¹⁹⁾

また、ヘーゲルの法思想については、国家は自然状態における諸個人の相互契約によって成立したとされる十七、八世紀の思想はそこでは拒否される。「国家は倫理的理念の現実性である」と規定される。「国家は客観的精神なのであるから、個人自身が客観性・真理性・倫理性ソブリエリヒカイトをもつのは、彼が国家の一員であるときだけである。合一フュアライニグUNG」(弁証法的な対立・矛盾の合一)そのものがそれ自身、諸個人の真実の内容であり、目的であって、諸個人の使命は普通的生活を営むことにある。²⁰⁾ヘーゲルによれば、諸個人の権利、それゆえ基本的人権も、すべて国家の成立をもって誕生する。したがって、天賦人権なるものは承認されえない。

* * * もっとも加藤は、侍講職のとき、J・C・ブルンチュリの『国法汎論』やM・ビーデルマンの『西洋各国立憲政体起立史』についてその大綱を進講しており、そのような研究をとおして、しだいに天賦人権説にたいし疑問をもつようになっていたようである。前者については明治五年、後者については明治九年に加藤は邦訳を出版している。上記の書名は邦訳書の名前である。

そして加藤は、爾後、帝国大学総長になったとか、貴族院の勅選議院を勤めたとか、宮中顧問官になったとかの、ますます高きにつく社会的な栄達の事は別として、学究としての自分の仕事をば、まずはもっぱら、民主的な立憲主義体制建設への妨げとなるような社会進化論思想の、かれなりのいっそうの強化に向けて積重ねたのであった。晩年の著作『自叙伝』は書く、「今日それ(前掲明治十五年の『人権新説』)を見れば、実に幼稚なものであるが、又五十八歳の時、即ち明治二十六(一八九三)年に(自分の主張をいっそう強固なものとすために)『強者の権利の競争』と題する書を著述出版した。此書の著述には十年位も費したものであって、……右の書は凡そ吾人の権利なるものは、全く権力の相互の競争に依って、起生(加藤は「始生」ともいう)、及び

進化するといふことを、種々の例記を挙げて説いたものであるが、又翌年、即ち明治二十七年に『道徳法律の進歩』を著述出版したが、更に明治三十三年に『道徳法律進化の理』を著述出版した」と。その後、かれは、これらの著作について改訂大増補をほどこしたのち、「明治二十九年、即ち七十一歳の時に、『自然界の矛盾と進化』を著述出版したが、これらの書は重にも進化論に依って、道徳法律の進化發展する所以を論述したものである」と、かれは書いている。

加藤はたしかに学究の人でもあったとはいえよう。そして同時にかれは論争の人でもあった。自分の理論的立場から、論争を挑み、また受けてたたかいた。じっさい、かれは理論をたたかわせて論ずることの愛好者であり、負けず嫌いでもあっただろう。論につねに勝ったとはいえないにしても、論に強かった。かれは生涯で三つの大きな論争をしたのである。ふりかえれば、一つは、民撰議院設立建議に端を發する「民撰議院論争」、もう一つは、明治十四年の政変、国会開設・憲法制定の詔勅の發布に起因する「人權新説論争」であり、これは、矢野文雄、外山正一、馬場辰猪、植木枝盛らとの間で交わされた。そして、第三には、かれがキリスト教をわが国体にとって有害なものとして攻撃したことによってわきあがった「キリスト教論争」である。この最後のものは、かれが七十歳の高齢になってからの論争である。この論争にかんする著作としては『吾国体と基督教』（明治四十年）、『迷想的宇宙觀』（明治四十一年）、『基督教徒窮す』（明治四十二年）、これらを合本とした『基督教の害毒』（明治四十四年）がある。『自叙伝』にも「此三書は専ら基督教旨を攻撃して、殊に吾国体に有害なる所以を説いたものである」と書いてある。この論争には、海老名弾正、山路愛山、浮田和民、井上哲次郎、吉田清太郎、芦田慶治、齋藤隆夫ら多数が参加した。

ところで、自叙伝の末尾近くに出る次の一文には、明治の時代に活躍したこの一人の「封建時代の老人」の、その生涯において達することのできた榮譽をことのほか有難く誇らしく思う心が、率直に表現されているとい

えよう。「余の如きは本来貧士族から成り上ったのであるけれども、今日は親任官を辱かたじけなくして居るから、宮中席次に於いては、公侯爵の上に列することが出来るのである。公侯爵といへば、近頃士族から成りあがった人々もあるけれども、然かも旧大將軍家、旧五攝家〔近衛・九条・二条・一条・鷹司〕が公爵中の重おなるものであり、又旧清華〔攝家に次ぐ公卿〕、堂上〔その他の公家〕や、旧国持大名〔又国主と言った〕が侯爵中の重おなるものであるといふことを考へてみると、余等封建時代の老人には、実に奇異なる感が起るのである」と（この頃、いや、絶対主義的天皇制期には——すなわち一九四五年の天皇制の崩壊の頃まで——、身分、役職上の格差への人々の関心、拘わりはずいぶん強かつたようである）。田畑忍は、このように書く晩年の加藤弘之を福沢諭吉と対置して次のようにいう、すなわち、福沢は官民の和合協調を説くようになってから、政府要人を指導するだけの気概をもちつづけただけでも、弘之の場合は、その「官僚主義的卑屈さに、むしろ胸苦しさを覚えざるを得ない」、「それは、福沢の『独立自尊』意識と、弘之の『封建時代の老人』の立身出世主義意識との相違として、認識把握することもできよう」と。

2 『立憲政体略』と『眞政大意』

加藤弘之は、明治元年に『立憲政体略』を著わし、天賦人權思想を基底に立憲の二政体、すなわち上下同治（『君民同治』）と万民同治とについての大要を述べ、それが公明正大な政体であって、他の諸政体（君主擅制・君主專治・貴顕專治）にまさる所以を、小冊子のうちに体系的に示した。そして翌年、『眞政大意』で、さらに一步をすすめて、これらの立憲政体では政事がどのように施されるのか、すなわち憲法制度のもとはどのような治安の術（仕方）によって民を安んずるのかを、かなり砕けた文章で多くの民衆に読まれることを期待

しながら語った。これら兩著は、明治初年のわが国の政治思想の発展に影響を与えるところが大きかった。

(1) 『立憲政体略』

吉野作造もいうように、本書は、わが国で立憲政体の何物たるかについて紹述し〔先人の説をうけついで述べ〕かつ推奨した著作として最も古いものである。福沢諭吉の二年前の著作『西洋事情』にも立憲政体にかんして説かれてはいるが、これは西洋文化の紹介を主眼としており、政体を論じたものではない(Ⅲ(解)の五)。

この著作のなかで述べられていることは、二十世紀末の今日ではおおむね周知のこととなっているが、何といても、当時、立憲政体についての本邦最初の著述としてこれは広く迎えられたのである。とくに基本的人権の根基をなす思想として人間の生活の権利、つまり万人の生きて暮らすという最も根本的な権利を掲げているあたり、まさに同感であり、いまもお新鮮な思いさえするのである。じっさい、長らく幕藩_{||}封建体制下、士農工商、さらに、えた・非人という差別のもとにあったわが同胞は、このような新しい政治体制論の簡潔な叙述に接し、大きな感動を覚えたことと思われる。もっとも、立憲的な君主制については、かれ自身の認識の不足か、明確な表現を避けたのか、曖昧で混乱した叙述となっている。

* この著作は『立憲政体略』と題されており、かれは、のちに「略」ではなく詳論を書く意図をこの頃もっていたように思える。しかし、これは、実現しなかったようである。

① 著作の体系的性

この著作は小冊子とはいえ、簡潔に体系的に述べられている。そのことはまず次の目録〔目次〕によりある

ていど覗^{うかが}えるところ。加藤は、はじめに総論として政体を君政と民政とに二分し、両者のもとに合わせて五つの政体をあげ、そのなかで国憲すなわち憲法をもつ政体として、上下同治（君民同治ともいう）と万民共治との二つがあるとす。つきに立憲政体では「天下の大権」は三分されるとし、立法、司法、行政のいわゆる三権分立の思想を述べる。さいごに国民の権利として私権と公権との二権があるとし、それぞれについて述べる（次の目次のなかでI、II、III、IVは筆者が付けたものである。その順に見られたい）。

I 政体総論

II 上下同治

III 万民共治

IV 国民公私二権

君政

国憲

国憲

私権

君主擅制^{せんせい}

三大権柄^{さんだいけんびん}（政治をおこなう権力）

三大権柄

公権

君主專治

立法権柄

立法権柄

上下同治

施政権柄

施政権柄

民政

司律権柄

司律権柄

貴顕專治

万民共治

② 君政と民政、上下同治と万民共治

君政と民政、立憲政体としての上下同治と万民共治とは、それぞれ次のように規定される。

(i) 君政とは「億兆（人民）ノ上ニ一君アリテ之ヲ統御スルノ政体ナリ。」また民政とは「億兆ノ上ニ君主ナク民政権ヲ掌握スルモノヲ云フ。」

(ii) 上下同治とは「君主億兆ノ上ニアリテ之ヲ統御スト雖トモ敢テ天下ヲ私有スルコトナク、必ス公明正大確然

不拔ノ国憲ヲ制立シ万機必ズ此国憲ニ則リテ施行シ、且臣民ヲシテ国事ニ参預(參與)スルノ權ヲ有セシムルモノヲ云フ。」また「一君主アリテ天下ノ大權ヲ掌握ス、即チ天下ノ元首ナリ」ともいう。(これを「上下同治」とよべようか)。また万民共治とは「國中君臣尊卑ノ別ナク、惟有徳ノ君子(人格の高い人)一人若クハ数名選挙(選出)セラレテ政權ヲ掌握ス、但シ上下同治ノ如ク(?)亦公明正大確然不拔ノ国憲ヲ制定シテ万機此国憲ニ則ラサルモノナク、且国内庶民ヲシテ国事ニ参預スルノ權ヲ有セシムル者ヲ云フ」(Ⅲの一八一—九ページ)。

加藤は、立憲政体としての上下同治(君臣同治)と万民共治とが他の非立憲的な諸政体にたいして根本的にまさっていることを、西欧諸国が十七、八世紀頃からの変革を経て立憲国となった過程を簡単に顧みて、次のように述べる。「(前記)五政体中ニ於テ君主擅制、君主專治、貴顕專治等ノ如キハ皆未タ開化文明ニ向ハサル國ノ政体ナリ。就中擅制ノ如キハ蛮夷ノ政体ニシテ尤モ惡ムヘク賤ムヘキモノナリ。但シ君主專治ノ如キハ人文未ダ關ケス蠢愚(おろか)ノ民多キ國ニアリテハ、甚タ適當セル政体ナリトイヘトモ、漸ク開化ニ向ヘル國ニアリテハ直ニ廃棄セサルヘカラス。貴顕專治ノ國ノ如キモ亦然リ。」つづけていうには、ヨーロッパの各国は、遠い昔には多くはこうした政体を作つて、上に立つ者が、大權をほしきままに振るひ、「努メテ黔首(人)民ヲ愚ニシテ頻リニ酷虐ノ政ヲ施」したが、中古になつてようやく開化に向かうようになると、民は上の者がほしいままにふるまう私政に服さず、ことに(一八六八(明治初)年を現在として数えて)今から百年か二百年か前、ざつと十七、八世紀の頃から、秀れた人物や学者が輩出し、政治を憤る者が増え、なかでも、イギリスのミルトン、ロック、フランスのモンテスキュー、ルソー、ドイツのカント、フィヒテらの人物が、しきりに、王公が天下の人民を私有することの非である所以を論じて、上下同治か万民共治か、いずれかの政体をとるべきことを主張した。そこで、「百姓(一般人民)ノ此公論ニ服スル者多ク、漸ク王公ノ虐政ヲ拒ミ、屢騒乱ヲ生セシカ為メニ、王公ノ暴威愈衰へ遂ニ從來ノ政体自ラ永續スルノ能ハサルノ勢トナリ、ソレヨリ各国

漸ク其政体ヲ変シテ或ヒハ上下同治或ヒハ万民共和ノ政体ヲ建テ、以テ民ト政ヲ共ニスルトハナリタリ」と、加藤は、西欧諸國が立憲政体をとるにいたつた経過を、英独仏の代表的な思想家・哲学者の名もあげながら、このように述べている。つづけて自國について、「我皇國亦二千有余年間固有ノ政体ヲ存セシカ、去歲〔昨年〕我旧幕府時勢ヲ觀察シテ政權ヲ天朝ニ帰納〔大政奉還〕セラレシヨリ、万機一新公明正大ノ政体ヲ起シ玉フ」(Ⅲの一九ページ)と書く。もとよりわが國が法学的な意味でいちおう立憲君主國となるのは、これより二十年余りのちの明治二十二(一八八九)年であるが、その実現への期待をこめて加藤はこのように書いていると思ふ。

ここで加藤の叙述にみられる重大な欠陥は、上下同治(君臣同治)の概念が曖昧なこと、そしてこれと万民同治との根本的な相違を示していない点にある。すなわち、前者は立憲君主制、後者は共和制のはずであり、主権にかんしていえば、明治憲法の主権在君と、現行憲法の主権在民という、民主主義の基本にかんする相違となる。この相違の指摘がここで避けられていることに注意したい。

③ 国民の公権と私権

——チェザール・ベッカーリアに言及——

国民の有する公私二権についていえば、まず、君主擅制、君主專治、貴族專治の諸政体は、天下億兆を君主貴顕の私有僕妾〔下僕侍女〕とするものであつて、主命であれば何であらうとそれを奉ずるのは当然とされ、民はただ一つの権利ももつことができない。「惟立憲二政体〔上下同治と万民同治〕ノ如キニ至テハ然ラス。天下ヲ以テ君主貴顕ノ私物トナス―ナク所謂天下ノ天下〔この天下は他の何者の持ち物でもなく、天下自身の天下〕トナス。是故ニ其臣民タル者ノ身〔だれであらうと〕、自ラ〔本来固有なものとして〕權利ノ存スルアリ」(Ⅱの二

四ページ)とされている。しかし、ここでの「臣民」の用語はおかしいと思う。日本にあって加藤は上下同治、すなわち君民同治を万民共治よりも身近いものとして念頭に置いて書いているために、——さらにいえば、両者における主権の所在についての認識の曖昧さのために——、しばしば、万民とか国民というべきときに臣民という不正確な誤った表現に陥っている。万民あるいは国民たる者の「身」において「自ら権利ノ存スルアリ」ということは、かれらが生まれながらにして、の意なのであり、すなわち、だれにも奪われることのない、また譲りわたすことのできないこの権利こそが天賦(いいかえれば天賜・天稟^{びん})の権利なのである。

* 天賦ということは、次の節の始めの方に出る天理・自然の道理ということに通ずるであろう。しかし日本では、欧米とはちがって、「天」という語が入っている。

加藤は公私二権を次のように規定している。「私権トハ私身ニ関係スル所ノ権利ニシテ所謂任意自在ノ権ト称スル者是ナリ。公権トハ国事ニ預(与)カルノ権利ヲ云フナリ」(同ページ)。

(i) それでは、私権にはどのようなものがあるか。枚挙に暇のないほどだが、顕著で重要なものとしてかれは次の八項を挙げ、それぞれごとに説明を与えている。わたくしは、若干の省略もしたが、大要かれの説明をする。これによって、かれの私権についての理解、さらに思想を知ることができるだろう。

第一生活の権利 「生活(生きて暮らすということ)ハ天ノ賜フ所、之ヲ奪フモ亦天ニアリ、人ノ恣(ほしいまま)ニ奪フヘキモノニアラス。之ヲ人生諸権利ノ基礎トナス。蛮夷ノ如キハ人君生殺ノ権ヲ恣ニス、臣民此権利ヲ有スル能ハス況ンヤ他諸権利ニ於テヲヤ。惟文明諸邦トイヘトモ重罪ノ刑必ス死ヲ以テス、蓋シ已ムヲ得サルニ出ルノミ。」^ミ 傍点は筆者の施したものであるが、人間各人にぞくするこの生活の権利こそは、天賦天賜の人権、しかもその根幹、以下の「人生諸権利ノ基礎」であるとの指摘^しはたいへん重要である。なお、この天賜

という用語は天賦人權の語の成立過程を示すものであろう（この語の成立過程については他日述べる）。

* 孟子、尽心章向上に「民非_レ水火_ニ不_レ生活_ト」とある。そもそも民は水と火がなければ生きること、生きて暮らすことができない、という意味である。いわゆる世の中の日常の暮らしではなく、生きられるか生きられないか、暮らせるか、暮らせられないか、その最も根本のところをいう。

** 加藤は、この箇所（註）で十八世紀イタリアの著名な法学者チェザレ・ベッカリアの名を挙げ、かれが、死刑廃止論を提起し、「欧州ノ碩学鴻儒（註）（大学者）之ニ左袒（註）（同意）スル者多ク、……恐ラクハ此説後世ニ用ヒラル、ニ至ラン。尚此説ノ詳ナルハ政体論ニユツル」（Ⅱの二五ページ）と書いている。政体論に譲るとのこの一句は、このテーマの著作を別に意図していたこと、そしてチェザレの提起の意義を重視していたことを示している。しかし、この著作は実現しなかったらしい。ベッカリアはつとに社会契約説の立場をとり、社会正義の見地から刑法思想を展開し、罪刑法定主義を唱えた人物である。

わたくしは『日本近世思想史序説』下で、山片幡桃の『夢の代』（一八二〇年）における重刑思想、および渡辺華山の獄中での体験とかれのオランダ商館長ニーマンとの対談（一八三七年）に論及したさいに、ベッカリアの有名な著作『犯罪と刑罰』（一七七四年）に触れて次のように書いた、「かれの生涯を賭けての運動によってヨーロッパの刑罰と監獄は近代化に向かった。ニーマンの頃にはすでに監獄の状態は一新していたのである。華山は、彼我的あいだの、人間の捉え方、人間性についての考え方にかんする大きな落差を痛感したにちがいない」と。華山のニーマンとの対談があったから三十二年後に著わされた加藤のこの著作のなかに、わたくしはベッカリアのこの画期的な事業への言及を見出したのである。これ以前にわが国でベッカリアへの言及をだれかがおこなったかどうか、寡聞にしてわたくしは知らない。いずれにせよ、ここでの加藤の指摘ははなはだ重要であり、わたくしは当時におけるかれのすぐれた着眼をみるに吝（註）かではない。

*** 平野義太郎は、現行日本憲法にかんする星野安三郎、高柳信一、深瀬忠一らの研究をうけいれながら、「平和に生きる権利は、今やあらゆる基本的人権の存在しうる根基であり、さらにいえば、最も枢要な根基となる基本的人権の第

一人の人權になつたのである」とし、平和的存在權を、生存權、平和獲得の權利、および抵抗權の三基本權の統一として構成した。

第二自身自主ノ權利 「なり叨ニ逮捕セラレ 肆ニ獄ニ繋カル、等ノ一ナキヲ得ルノ權利ナリ。」

第三行事自在ノ權利 「惟憲法ノ禁スル外ハ都テ人生諸業其意ニ任セテ障碍ナキヲ得ルノ權利ナリ。」

第四結社及ヒ會合ノ權利 「結社ノ權利トハ數人會社ヲ結ヒ衆力ヲ合シ貨本〔財本＝資本〕ヲ湊メ以テ一人ノ力為シ能ハサル事業ヲ為シ得ルノ權利ナリ。」「會合ノ權トハ衆人一地ニ會合シテ或ハ歡樂ヲ同フシ或ハ相共ニ〔業を起シ〕其利益ヲ謀ルヲ得ルノ權利ナリ。」

第五思言書自在ノ權利 「思、言、書ノ三事悉ク意ニ任スルヲ得ルノ權利ナリ。但シ思考ノ自在ハた假令ヒけ桀ちやう紂トイヘトモ敢テ禁スルヲ能ハス。サレトモ其思考スル所ヲ自在ニ言述シ或ハ書記鏤刻〔金屬や木に文字や繪畫を刻むこと〕シテ公布スルヲ禁スルハ君主擅制君主專治ノ常ナリ。惟其自在ヲ許スモノハ立憲ニ政体ノ各國ノミ。蓋シ此各國ますます益開化文明ニ赴ク所以ナリ。但シ此權利自在ナリトテ妄リニ書記スルヲ許スニアラス、其書言スル所甚タ人心ヲこわ蠱惑シ治安ヲ妨害スル等ノ一アレハ、記者必ス其罪ヲ受ルヲ固ヨリ当然ナリ。故ニ記者其弁解ノ責ニ任スルノ法度アリ。」

第六信法自在ノ權利 「教法ノ事ハ宗派ニ拘ハラス如何ナル宗派ニテモ其人ノ意ニ任セテ信仰スルヲ得ルノ權ナリ。」

第七万民同一ノ權利 「法律各民ノ權利ヲ保護スルヲ同一ニシテ門地資格等ニヨリテ絶ヘテ差別ナキヲ得ルノ權利ナリ。蓋シ立憲政体ノ太公至正一点ノ私ナキヲ視ルニ足ル。」

第八各氏所有ノ物ヲ自在ニ処置スルノ權利 「各民其所有ノ物品ヲ自在ニ処置スルヲ得テ決シテ他人ノタメ

ニ妨碍セラル、一ナキノ権利ナリ。是故ニ立憲政体ノ各国ニテハ、タトヒ罪人ノ家屋物品トイヘトモ、決シテ没入〔強制的にとりあげること〕スル一ナク、必ス之ヲ其妻子親戚ニ与フ。蓋シ没入ハ刑罰ト称ス可カラス、都テ盜賊ノ所業トイフヘシ〕(Ⅲの二四―五ページ)。

* 罪刑法定主義によれば、問わるべき罪と科せらるべき刑は法によって規定されていなければならない。

(ii) 次に、公権について、「公権とは国事ニ預〔与〕カルノ権利ニシテ、其尤モ著大ナル者ヲ選択権利トイフ、即チ立法府官員ヲ選択スルノ権利及ヒ其官員ニ選択セラルルノ権利〔選挙権と被選挙権〕ヲ云フ。元来立法府官員ハ天下億兆ニ代リテ大政ヲ商議スル者ナレハ億兆皆此権利ヲ有スル一固ヨリ当然ナリ。故ニ国民貧富大小ノ別ナク悉ク此権利ヲ与ヘテ毫モ限制セサル国アリ或ハ数例条ヲ設ケテ之ヲ限定セル国アリテ一様ナラス〕(Ⅲの二五ページ)。ただしたとえ限制しない国であっても、婦女子や少年等にはこの権利を与えていないとし、当時における欧米諸国と同様、加藤も婦人参政権の承認にはいたっていない。

* 加藤は後年の『国体新論』では婦人の参政権について次のように書く、「近年英国ノ碩学ミルカ婦人ト雖モ、必スシモ知識男子ニ劣ル者ニアラサレハ、是亦発言権利ヲ許ス一当然ナリト云ヘリ、頗ル公平ノ論ト思ハル。然レトモ此論ヲ非ナリトシテ取ラサル学者モ亦多シ、其是非当否ノ如キハ余輩浅学ノ敢テ弁識スル所ニアラサレハ、宜シク他日諸碩学ノ議論定マル日ヲ俟ツベシ〕(Ⅱの二二―三ページ)と。ミルの説を「頗ル公平」としながらも、加藤は自分の主張を控えている。わが国では明治十三年、民権家の闘争によって、高知県の小高坂村村会と上町町会との議員選挙で日本で最初の婦人参政権が実現したことは注目に値する。⁽²³⁾↑ここで発言権利とは、「人民己レカ代理者ナル立法府ノ議員ヲ選択スルノ権利ナリ。故ニ又之ヲ選択権利トモ云フ〕(Ⅱの二二―三ページ)。

三大憲柄については、紙幅上残念であるが、論及を略することとする。

『立憲政体略』は、たしかに「略」であって展開に欠けるといえるかもしれないが、むしろ小冊子のうちに要点を簡潔に体系的に示しており、当時たいへん有用であったと思われる。

付論 アリストテレスの『政治学』について

上述したように、加藤が『立憲政体略』で政体には君政と民政との別があるとし、後者をさらに貴顕専治と万民専治とに分けたことに注目したい。国制ないし政治体制の学問的研究については、西欧では古代ギリシア、とくにプラトンとアリストテレス以来の長い歴史の伝統がある（さらに溯って、ソフィストたち、すなわちプロタゴラスはもちろん、とくにたとえば、ミレトスのヒッポダモスやカルケドンのパレアスらの思想を考慮する必要があろう^註）。ともあれ、ここで注意すべきは、加藤が欧米の近代の学問を学んで『立憲政体略』をまとめることを通して、わが国において国家論・政治学の将来の発展を古代ギリシア以来のこの学問的伝統と結びつけ、その線上に据えたことである。いいかえれば、わが国における斯学^{しがく}の発展を、書経、孟子、韓非子などの伝統からひとまずきつちりと切り離れたことである。——加藤はまた、後述するように『国体新論』では、国家成立のそもその大原因は何かを問い、この問題について、とくにアリストテレスの名をあげて、その『政治学』^{ポリティケー}中の有名な章句を引用し、それに同意しながら自説を展開しているのだが、くりかえしていえば、わが国における近代政治学ないし国家論の発展にとつては、これを、歴史的にアリストテレス（プラトンⅡアリストテレスの学的伝統）にまで遡ってこれと結びつけることが、ステップとして不可欠なのである。そうすることによってはじめて、わが国にとつてのこの新しい学問を、ヘレニズム期（ポリュビオス）、ローマ期（キケロやアウグスティヌス）、中世（トマス・アクィナス）、ルネサンス（マキアヴェリ）を介して、十六世

紀以降、ボータン、グロティウス、ホッブズ、プーフェンドルフ、モンテスキュー、ルソー、ヘーゲルらの西欧の学的伝統と歴史的に結びつけることができるのである。自然法(ius naturale)、自然権の深い理解のために、もこのことはぜひとも必要なのである。この意味で、加藤がいまこの著作でアリストテレス以来のこの伝統のうえに自分の国家論、政治体制論の研究を自覚的に据えたことは、注目に値する。これが、わが国における斯学の近代化のための出発点だからである。

* アリストテレスの『政治学』の原語は *Politike* であって、これはポリス (polis) すなわち「国家」(＝都市国家) に関する学を意味し、「国家学」とも訳されうるが、この著作は、英語では *Politics*、わが国では「政治学」と訳されてきた。しかし、この著作では、政治や教育の諸問題とともに、国制も研究されている。プラトンの著作では、*Politeia* は「国家」(Republic) と英訳され、また *Politicos* は「政治家」(Statesman) と訳される習いである。ギリシアでは国家論と政治学とが分化しておらず、ポリスすなわち国家の原理およびその統治等々にかかわる学としてこれらが併せ論じられていた。

以下でわたくしはアリストテレスによる政治体制の区分を若干顧みておきたい。加藤の用語たる、君政、民政、貴顕専治は、*monarchia* または *basileia*, *democrazia*, *aristocrazia* などのタームをひきついでいるからである(この点では、当然、アリストテレスに先んじてプラトンがいる⁽²⁵⁾)。

アリストテレスは『政治学』で、国制を、ポリスのもろもろの執政職(とくに万事にたいし至上権力者^{ホリテイアー}とされる *W・L・ニューマン* は *ポリテイアー* を *constitution* (国家構成・国家体制) と訳している、もちろん、この語は今日「憲法」という意味をもっている)、まず、いちおう上図のように、その分類をおこなっている。この分類で注意をひくのは、国制を全体として論じ、それを区分しながら、その区分のなかでま

数による めざす利益による	主権者一人 一人支配制 (monarchia)	主権者少数	主権者多数
共通な利益 (正しい国制)	王制 (basileia)	貴族制 (aristocrazia)	ポリータイアー (politeia)
私的な利益 (逸脱した国制)	僭主制 (tyrannis)	寡頭制 (oligarchia)	民主制 (democrazia)

注 ポリスはもととも自由人の共同体(すなわち奴隷を除く)であるから、たんに私的利益をめざす場合には、逸脱した国制となる。

さに同じ名称で「ポリータイアー」とよばれる一種特別の国制をあげていることである。これは、かれにとつて、よきポリータイアー、つまり、その名に値するポリータイアーという意味であろう。このポリータイアーは、近代的な用語に近くなりすぎ、無理ではあるが、あくまで古代的な制約のもとでといたうえて、先駆的なものとしてかりに立憲制 (constitutional government) とも訳しておこう。

アリストテレスは、ギリシアでそれまで常識的におこなわれてきた、構成員(すなわちポリス市民)の数によって国制を分類する仕方に根本的な疑問をいだき、次のように重要な論を展開する。多数少数ということとは、国制を、たとえば民主制と寡頭制とに区別するためには何ら本質的ではなく、付帯的なことにすぎず、民主制と寡頭制とを区別する原理は、貧と富とであるとす(これは経済的視点の重視にほかならない)。さらにすすんで、国制をめぐる民主派と寡頭派との間のリアルな争点に着目し、それは富(すなわち経済)と自由とであると考へる。かれはまた別の箇所、市民参加の原理について考察を深めている。かれはいう、「国制の平等(国制への参加の平等)をめぐる争論となるのは三つ、すなわち自由と富と徳である。」また「富裕な人々と貧乏な人々との混合が(ほかでもなく、まさに)『ポリータイアー』の名で呼ばるべきである」と。ここでは、はっきりと名門の生まれという身分的なものを棄てて、やはり経済の視点から考察をすすめるながら、同時に、自由という問題を重視していることが注目される。右の引用文で富裕な人々と貧困な人々との混合というのは、国制をめぐるいま述べた争点についていえば、富(すなわち経済)と自由との混合であるということが出来る。そ

して、民主制は自由を基礎とし、寡頭制は富を基礎とし、貴族制は徳を基礎とすると考えたうえで、自由と富との混合を基礎とするのが、その名に値するポリリーテイヤである、と主張する。このようにかれも国制についての混合形態論者であるが、プラトン（かれも『ノモイ（法律）』で、いわゆる理想国家ではなく、現実的に照らして次善国家を提唱した）との基本的な相違は、かれ、すなわちアリストテレスが市民の至上権力（今日でいえば、主権となる）への参加の平等という視点を積極的に基礎にすえていることである。

* aristocrata は普通貴族制と訳されるけれども、最もすぐれたもの、或る少数の者——最善の人々、そこから貴族たち——の支配という意味をもっている (aristocrata < aristos (最もすぐれた) + cratos (支配))。

この最後の点についてさらに一步すすめていえば、アリストテレスは、大衆がむしろ至上権力をもつべきだとする。「すぐれてはいるが少数である人々よりも、大衆がむしろ至上権力者 (gryios) であるべきだ」という問題は、解決可能であって、「リアルには」なお困難を免れていないにせよ、おそらく真理の要素を含んでいると思われるであろう」という。ポリスにあっては、「ちよつど多数の客人が持ち寄つた宴の食卓がただ一人の費用で用意した食卓よりも立派であるように」、「多数者はどんな一人よりもよりよく判断する」とアリストテレスは考えるのである。かれには、選良主義の傾向の強いプラトンとはちがって、多数の民衆への信頼がみられる。

蠟山政道はアリストテレスの右の章句について次のように重要な発言をしている。「かれが民主主義になお困難ありとみたのは、〔当時における〕大衆の生活状態からくる制限された知識教養の狭隘さによる」のである、当時におけるその困難は、「民主主義の事実上の困難であって政治上のそれではない。」「もちろん、根本的には奴隷制度を認めていたかれには一定の限界があるが、しかし、ここにアリストテレスの国家分類論の真

髓が存するのであり、ギリシアの国家分類論が後世にその解明と発展を委ねた最大な遺産といふべきである」と。

このような点に注目すれば、また、後述するように、人間の生まれながらの本性にかんするアリストテレスの思想を想起しても、さらにまた、正義とその区分や衡平 (aequitas, equity) にかんする思想にかんしても、かれの社会思想には、モンテスキューやルソーらの立憲的思想や近代法学思想などへのたんなる萌芽以上の重要な内容が含まれているということができよう。加藤は当時まだアリストテレスを詳しく研究したわけではないが、ともかく、かれ自身の立憲政体論を、古代ギリシア、とくにアリストテレスの学説にまで系譜的に結びつけたのであった。

(2) 『眞政大意』

——立憲政体のもとの政治——

前著『立憲政体略』で加藤は立憲政体の骨子を示し、それが他の二政体にまさる所以を説いたが、立憲主義諸国での政治の施行については語っておらず、これをとりあげたのが『眞政大意』である。その点では両著作は、継続的ではあるが、論じ方でも文体でもずい分異なっており、後者は多くの民衆に読んでもらうために砕けた書きぶりである。たとえば何々何々デゴザル式である。

① 眞政をおこなうために

国政は国内の治安、すなわち國中を治め安んずることにかかわるものであるが、加藤によれば、これには治

法と治術との二つがある。前者は、治安の基本である憲法制度のこと、後者は、当の制度のなかで現に施行するところの治安の術、その仕方・方法のことをいう。これらはどちらも大切であり、どちらを欠いても真の治安を達成することはできない。だがそればかりではなく、治術は所与の治法（憲法）のもとでの政治の施し方をいうだけではなく、善い治法を制定すること（すなわちその改良・改正）も治術のなかですすめられるのであるから、この点からいっても、治術は大切なものである。

ところで、どの立憲国でも、治法はすでに確立しているが、そのもとでの治術は治法ほどには確定しておらず、治術は所与のさまざまな時宜に応ずる等、多様である。しかし、そこにもだいたいの定則というものはあり、これを学ぶにあたっては、治術の眼目たる「治国ノ本意」を知ることが肝要である。それでは、「治国ノ本意」とは何かといえ、それは「安民」ということにほかならない。「安民」（すなわち民が安んじて生活できるようにすること）を達成するに足るような治術こそが「真政」であろう。このような真政をおこなうために心得ておくべき一大要件として、加藤は、天賦人權論者にふさわしく、「天理」にたちかえる。そして、「人ノ天性ト及ビ国家政府ノ起ル所以ノ天理トヲ知ル」（Ⅱの八八ページ）必要があるとして、かれは天理、自然の道理（かれはとくに自然法とはいわぬが、そのように受けとつてもいいだろう）に遡って、そこから人間としての権利と義務、政府と人民との間の権利と義務の問題を論ずるのである。

さて、(i) 人に天性として具わるさまざまな情のうちで第一のものは「不羈自立ヲ欲スル情」であり、この情が一身の幸福を招く仲立ちとなる。そこで「此情ヲ施ス権利」が当然にも人間にそなわるはずである。加藤はいう、「凡ソ人タル者ハ、貴賤上下貧富ノ別ナク、決シテ他人ノタメニ、束縛拘制セラルベキ苦ノモノデハナク、己レガ一身ノ事ト云フモノハ、皆其欲スル所ニ從テ出来ル訳ノモノデゴザリテ、ソコデ、今日ノ交際（社会での相互の交往）上ニ於テ、種々ノ権利ガ生ズルノデゴザル。」しかし他方、造化（自然）は、人間に仁義礼

讓孝悌忠信という心を与えており、そのため各人には尽すべき本文があり（それゆえ、何びとも自分に都合のよいことであれば何をしてもよいというわけにはいかぬ）、「己レニ權利ガアレバ、他人ニモ亦必ク同様ニ權利ガアル。」「自分ノ本分ヲ尽シテ、他人ノ權利ヲ敬重スルハ、即チ義務トモ称スベキモノデ」、「權利ト義務共ニ相須テ、眞ノ權利ニモナリ義務ニモナル」（Ⅱの八九—九〇ページ）。このように權利と義務を、加藤は、人の天性、自然から説明するのである。

次に(ii)、国家政府についても加藤は、自然の道理にたちかえって考察する。かれはいう、「元来国家政府ノ起リト云フモ億兆〔人民〕ヲ統一合同スル者ガナクテ、人々思ヒクデハ、逆モ權利義務ノ二ツガ、並行ハレテ人々ガ、其幸福ヲ求ムベキ土台ガ立タヌトイフ、自然ノ道理ガ、第一ノ根元トナリテ出来タモノデ、ソコデ元来不羈自立、敢テ他人ノ制馭〔一定の制約〕ヲ受クベキ道理ノナイ、民人〔論語〕の用語、民・民衆・人民〕タル者ガ、是ニ於テ此政府ノ臣民トナリテ（ここでも加藤は、君臣〔民〕同治を念頭にいれ、その方にひきづられて臣民の用語を使う、以下同様）、其〔政府の〕制馭〔これは「史記」秦始皇本紀からくる用語であるゆえ、適切でないだろう、自由にたいする一定の社会的制約〕バカリハ、必ず仰ガネバナラヌデゴザル。」それでは、このようにしてできた国家政府のもので臣民〔民人〕は政府にたいしてどのような関係にあるのか。「乍レ去此制馭ト云フモ、決シテ〔民人ガ〕政府ノ為ニ束縛驅使サル、訳デハナク、唯統一合一ノ為ニノミ、其制馭ヲ受ルデゴザル。夫故右申シタ人々相互ノ權利義務ノ外ニ、又政府ト臣民トノ際ニモ、矢張互ニ權利ト義務トノ二ツガ生ジテ参リタ」デ、茲ガ即チ天理ノ然ラシムル所以デゴサル」（Ⅱの九〇—九一ページ）云々。そこで、臣民は、政府からはその生命と權利と私有との保護を受ける当然の權利がある。もちろん、その他にも政府と臣民との相互のあいだにさまざまな權利・義務が生ずる。たとえば、政府としては、臣民から租税をとる權利、兵として国防に当たらせる權利があり、他方、臣民の生命、權利・私有を保護する義務、内患外寇を防止すべき義務、等々があ

る。政府と臣民とのあいだのこのようなさまざまな相互的な権利義務を明確なものとするためにも憲法が不可欠なのである。

そこで(Ⅲ)、このような憲法を制定する立法府、また制定された諸法の施行にあたってその是非曲直を折斷^{せつたん}、すなわち判定する司律(司法)府がなければならぬ。それゆえ、施政のほかに、そもそも立法と司法にかかわる二権(加藤は「権柄^{べい}」の語を使う)があり、これらが施政権の外に独立していることが必要とされるのである(いわゆる三権分立)。

② 万民同一の権利、公権の重要性などについて

(i) 万民同一の権利

まず、臣民(民人)の政府に対する権利としての私権についてであるが、そのなかで加藤は、「殊ニ結構ナ」権利は、「万民同一ノ権利ト云フ権利」であるとす。それは、「天下億兆(人民は)、貴賤尊卑貧富大小ノ差別ナク、憲法ノ上ニ於テハ皆同一ノ臣民(民人、以下同)ニシテ、皆共ニ同一ノ保護ヲ受クベキ権利デ」あって、「人々ノ不羈自立ヲ慥^{たしか}ニスルニハ、是程肝心ナラハナイ」という。「何分ニモ此(万民)同一ノ権利ト云フモノガナクテハ、真ニ臣民ノ権利ヲ保護スルモノトハ申サレヌード、臣民安生ノ土台ハ立タヌデゴザル」(Ⅱの九五―九六ページ)と、その重要性を力説している。

* ただし、君臣同治では、君は臣民ではなく万民のうちには入らない。天皇を象徴とする現行日本憲法でも、天皇は国民の外にいる。「法のもとの平等の原則」に外れている。

(ii) 公権の重要性(民の心を以て民を治む)

公権について加藤は、これは、臣民〔民人〕が憲法をはじめその他の法の制定に参与する権利であって、立憲政体が非立憲政体と根本的に異なる所以はこの権利の存否にあるとして重視しているが、そのさい「民ノ心ヲ以テ民ヲ治ムル所以」(九六ページ)と、この公権の意義を述べている点に注意しておきたい。もっとも、加藤が後年、優勝劣敗の社会ダーウィニズムの立場に移ったことを思うと、折角のこの言葉も台なしになるように思える。

(四) 一君のために億兆があるという論について

つぎに、わが皇国が君主擅制とはならないという点についてであるが、これは、明治維新期のこの啓蒙的な立憲主義者をも拘束している思想にかかわる。しかし、その思想の限界内で、かれは国学者の論に反対している。君主擅制では、天下億兆〔人民〕は国君の私有僕妾〔下男下女〕にすぎず、臣民は不羈自立の権利をもたず、善悪邪正の論もなく、君命には唯々諸々として従わねばならぬ。これではかの「人性天理ニ全ク戻」るものである。すなわち「億兆〔人民〕ノ為ニ一君ガアルト云フ詛デハナク、却テ一君ノタメニ億兆ガアル詛ニナル。実ニ浅マシイ道理デハゴザラヌカ。」このようにいうと、次のような非難をする者が出てくる。すなわち、天照大神の天孫降臨のさいの詔勅は、外国のように億兆のために一君があるというのではなく、却って一君のために億兆があるという意味なのであって、茲が、とりもなおさず、皇国の最も貴い所以であり、異邦の国体などとは天地の距たりがある所以である、などと申すでもあろう。しかしこれは心得違いで、加藤によれば、もともと「皇統万古一姓ノ一ハ、論ジ奉ル迄モナク」尊いことであるが、「天神天祖ノ右ノ如ク定メ玉フ所ガ、即殊ニ億兆ヲ御愛憐遊バス御心カラ出タデ、彼ノ唯今挙ゲタ詔勅ノ中ニモ、其確証ガアル。然テ見レバ取リモ直サズ、億兆ノ為メニ一君ヲ置キ奉ラセ玉フ詛決シテ一君ノ為ニ億兆ガアルト云フ詛デハナイノデゴザル」(IIの九「ページ」)。このように加藤は皇国が君主擅制ではなかったとするが、もしそれであるならば、

さきの政体の分類のどこに、いうところの天孫降臨以後の皇国は入ることになるのでしょうか(まさか君主專政というのでもあるまい)。むしろ日本だけは君政として例外ということになるのだろうか。

(iv) 漸進主義の思想

さいごに、加藤の生涯と学問についての最初の節で触れたかれの漸進主義が、すでにこの著作にみられることを指摘しておきたい。かれによれば、立憲政体の国々では、公議輿論よろんを採って憲法を制定し、臣民〔民人〕の生命・権利・私有の三つを保護することを第一の要務としているが、そのような国々のなかでも、「自ら開化文明ノ遅速モアリ、又国々ニテ人情風俗モ自ら相違シテ居ル故、宜シク時ト処トノ二ニ注意シテ、時勢人情ノ宜シキニ適スル憲法ヲ立テ、又追々ト改革シテ参ル」で、縦令たてま如何程結構ニ見エテモ時勢人情ニ協ハヌモノデハ、何ノ益ニモ立タヌノミナラズ、却テ害ヲ生ズル「モアルデゴザル」(IIの九六―七ページ)という。たしかに時勢人情に協わぬことであっても、何が何でもがむしゃらに事をすすめてはならぬという論は、それなりに尤もではあるが、加藤は、古代ギリシアのソロンや、はるかに時代を降って近くはイギリス、フランス、ドイツの歴史的経過を顧み、とくにプロイセンのフリードリッヒ大王が「大ニ臣民ニ不羈ノ権利ヲ与ヘタト云フ程ノ一モナク、唯漸ヲ以テ追々ト宜シイ方ニ赴ク様ニ、少シツ、改革ヲシテ参リタト云フハ、即チ能ク時処ヲ知リタ所以デ」(九七ページ)云々と述べ、その漸進主義を重視し賛成している。幕末から明治維新へと激変した当時の日本にあって加藤は、天賦人權思想にもとづく立憲政体の導入のために啓蒙的な役割を果たしながら、かれ自身すでに漸進主義をとり、このように啓蒙専制君主フリードリッヒ大王の治術に大いに注目を払っている。ここには、この進歩的な政治学者の将来の行路をすでににほか暗示するものがある、といえるかもしれない。

(v) コミュニズム、ソシアリズムへの言及

なお、加藤はこの著作で、コミニズムとソシアリズムについて簡単な言及していることも注目されよう。これは、わが国での最初の言及かもしれない。かれは、それが貧富の差をなくそうという「救時ノ一法」であって、「素ト勸導ノ心ノ切ナル所カラ出ターニハ相違ナキ」ものと一定の理解を示しながらも、各個人の不羈自立を束縛し、しかも治安上「尤モ害アル制度」として強くこれに反対している。ブルジョア政治学者として大いに活躍する加藤としては、当然のことであろう。

注

- (1) 加藤弘之のテキストの引用は、『自叙伝』と『強者の権利の競争』を除き、明治文化全集第二巻『自由民権論』(第四版、一九六七年)、第三巻『政治論』(改版、一九五五年) 日本評論社による。本文の引用のさいは、それぞれ、たとえばⅡの一〇ページ、Ⅲの一〇ページなどとす。『解題』は、別のページ付けになっているので、Ⅱ(解)の五ページなどとす。
- (2) 『加藤弘之自叙伝』加藤弘之先生八十歳祝賀会(代表、桜井錠二)編、一九二五年。わたくしは、本節「加藤弘之の生涯と学問」を、主としてこれに拠って書いた。また、田畑忍『加藤弘之』吉川弘文館、一九八六年にも負うている。ただし、江戸時代における儒学、幕末における洋学のあり方などについて、わたくしはこの著作と見解を必ずしも同じうしていない。拙著『日本近世思想史序説』上下、新日本出版社、一九九七年を参照されたい。
- (3) 前掲『自叙伝』二二二ページ。
- (4) 同上書、一七一八ページ。
- (5) 拙著『人間的自由と科学的精神』汐文社、一九七六年、一四一五ページ。
- (6) 田畑、前掲書、一一七ページ。
- (7) 前掲『自叙伝』二六六ページ。
- (8) 明治文化全集、Ⅲ(解)三、五ページ。
- (9) 前掲『自叙伝』三一三ページ。

- (10) 同上書、四五―五六ページ。
- (11) 穂積陳重『統治窓夜話』岩波文庫、一九八〇年、一四〇ページ。
- (12) 同上書、四七ページ。
- (13) 同上書、四七―八ページ。
- (14) 阿南成一編『講義・法思想史』青林書院、一九八四年、一三四―一四一ページを参照。
- (15) ヘーゲル『法の哲学』藤野渉、赤沢正敏訳、世界の名著『ヘーゲル』中央公論社、一九六七年所収、四七九―四八〇ページ。
- (16) 同上書、四八―九ページ。
- (17) 同上書、四九ページ。
- (18) 前掲『自叙伝』七一―二ページ。
- (19) 田沼、前掲書、六七ページ。
- (20) チェザレ・ベッカリアについて、拙著『日本近世思想史序説』下、新日本出版社、一九九七年、三六〇ページを参照。
- (21) 平野義太郎『基本的人権と民主主義の闘争』大月書店、一九七七年、序Ⅲ、一〇五―一二二ページ。
- (22) 『民主主義の源流・自由民権運動』平和資料館・草の家発行、一九九二年、一四―五ページ。
- (23) 拙著『ギリシア・ポリス社会の哲学』未来社、一九九四年、二五四―六ページ。
- (24) アリストテレスからストア派を経てローマ法における自然法への展開について、簡単ながら拙稿「ローマにおける自然法・万民法・平民法」がある(拙著『ヘレニズムの思想家』講談社、一九八二年、所収)。
- (25) 拙著、前掲『ギリシア・ポリス社会の哲学』第二章、IV「プラトンの5『国家論』三四三―三五三ページ、あわせて、V「アリストテレス」中「政治学」四一四―四一九(および四〇八―四二二ページ)を参照されたい。
- (26) Aristoteles, *Politica*, 1281 a 40―41, b 2―3, 8. 『政治学』山本光雄訳、全集第一五卷、岩波書店、一一六―七ページ。ただし、引用はこの訳文にはよっていない、以下同じ。訳文は、出隆『アリストテレス入門』一九七二年、岩波書店に負う。以下同じ。

(27) 蠟山政道『比較政治機構論』岩波書店、一九五〇年、一三三ページ。

(28) アリストテレスの法思想の近代法学への影響にかんしては、拙著、前掲『ギリシア・ポリス社会の哲学』中「アリストテレス」四〇九―二一ページを参照。田中耕太郎『法学概論』一九五三年、船田享二『法律思想史』河出書房、一九四三年を参照。